



# 山形県公報

令和8年4月1日(水)

号 外 (21)

## 目 次

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 4-5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則) の一部を改正する規則… 4
- 山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 6-1 (職員の勤務時間に関する条例の施行手続) の一部を改正する規則…………… 9
- 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則……………同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程……………10

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………同

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

#### 山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中 「課長補佐 専門員」 を「課長補佐」に、「主事」を 「主任主事 主事」 に改める。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項及び第7項を1項ずつ繰り上げ、第7項の次に次の1項を加える。

7 主任主事は、上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

「次長

別表第1行政職給料表適用職の項知事の項本庁の項職級2の欄中 重要プロジェクト等推進監 を  
いきいき山形未来企画監」

「次長  
重要プロジェクト・地域未来戦略監」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中

「農林大学校長」を「農林大学校長  
水産技術振興センター所長」に改め、同項職級3の欄中「中央児童相談所長」を「中央児童

相談所長、水産技術振興センター所長」に、「農林大学校副校長」を「農林大学校副校長  
水産技術振興センターの副所長及び部長」

に改め、同項職級4の欄中「名古屋事務所副所長」を「名古屋事務所副所長  
水産技術振興センターの副部長」

中「主任専門指導員」を「主任専門児童心理司  
主任専門指導員」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の項労働委員会事務局

の項職級4の欄中「課長補佐」を「課長補佐  
シニア専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の項収用委員会事務

局の項職級4の欄中「事務局長補佐」を「シニア専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項議会議長

の項議会事務局の項職級3の欄中「主幹」を削り、同表行政職給料表適用職の項人事委員会の項人事委員会事務局

の項職級4の欄中「専門員」を削り、同表行政職給料表適用職の項教育委員会の項県立学校の項職級4の欄中「事

務部次長」を「事務部次長  
総務専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項病院事業管理者の項本庁の項職級4の欄中「専

門員」を「専門員  
シニア専門員」に改め、同表海事職給料表適用職の項知事の項中「水産研究所  
庄内総合支庁」を

「水産技術振興センター」に改め、同項職級4の欄中「機関長」を

「水産技術振興センター水産振興部の機関長  
シニア専門員」に改め、同項職級5の欄中「主任専門航海士  
主任専門機関士」を

「水産技術振興センター水産研究部の機関長  
主任専門航海士」に改め、同表中

教育 職給 料表 (1) 適用 職	教育 委員 会	教育局				主任管理主 事	管理主 事		職級 1か ら職 級6 以外 の職
----------------------------------	---------------	-----	--	--	--	------------	----------	--	----------------------------------

を

教育職給料表(1)適用職	知事	本庁				課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	主査	
	教育委員会	教育局				主任管理主事	管理主事		職級1から職級6以外の職

に、

教育職給料表(2)適用職	教育委員会	教育局				主任管理主事	管理主事		職級1から職級6以外の職
--------------	-------	-----	--	--	--	--------	------	--	--------------

を

教育職給料表(2)適用職	知事	本庁				専門員	業務名を冠する主査	主査	
	教育委員会	教育局				主任管理主事	管理主事		職級1から職級6以外の職

に改め、同表研究職給料表適用職の

項知事の項出先機関の項職級3の欄中「博物館副館長 農林大学校副校長」を「農林大学校副校長」に、「水産研究所長 内水面水産研究所長」を「水産技術振興センターの副所長及び部長」に改め、同項職級4の欄中「及び」を「、」に、「)」の「)」及び水産技術振興センターの「)」に、「水産研究所副所長 内水面水産研究所副所長」を「水産技術振興センターの副部長」に改め、同項

職級6の欄中「専門研究員」を「専門研究員  
専門学芸員」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の項知事の項出先機関の

項職級6の欄中「主任薬剤師 主任診療放射線技師」を「主任薬剤師」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の項病院事業管理者の項病院の項職級6の欄中「主任薬剤師」を「主任薬剤師 主任歯科技工士」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項知事

の項本庁の項中「専門員」を「業務名を冠する主査」に改め、同表医療職給料

表(3)適用職の項知事の項出先機関の項職級4の欄中「室長補佐 専門員」を「専門員」に改め、同項職級6の欄中「主

査」を「係長  
主査」に改める。

別表第3医師及び歯科医師の職の項知事の項本庁の項職級1の欄中「参事」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。第2条に次の1号を加える。

(6) 公立大学法人東北公益文科大学

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和2年3月県条例第2号）本則各号に掲げる事務に従事する職員（条例第10条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員を除く。以下この条において「特例事務従事職員」という。）であつて、教育職給料表(1)の適用を受けていた職員から引き続き特例事務従事職員となつた者又はこれに準ずる者として人事委員会が定めるもの

第3条の2第3項を次のように改める。

3 教育職給料表(2)の備考第1号に規定する「人事委員会が定める者」とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校、中学校及び義務教育学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事並びに小学校、中学校及び義務教育学校の組織編成その他学校運営に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する管理主事並びに主として小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒を対象とする社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する社会教育主事（当該事務に従事する社会教育主事補を含む。）である者

(2) 特例事務従事職員であつて、教育職給料表(2)の適用を受けていた職員から引き続き特例事務従事職員となつた者又はこれに準ずる者として人事委員会が定めるもの

第4条中 「水産研究所  
内水面水産研究所」を「水産技術振興センター」に改める。

第8条第2項中「別表第6の2トの表」を「別表第6の2チの表」に改め、同条第3項第2号中「主任林業普及指導員若しくは主任防除員」を「若しくは主任林業普及指導員」に改め、同項第11号中「しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課長」を「しあわせ子育て応援部こども子育て政策課長」に、「観光文化スポーツ部観光交流拡大課長」を「観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課長」に、「県土整備部管理課長」を「県土整備部県土整備企画課長」に改め、同項第38号中「水産研究所長、内水面水産研究所長」を削る。

第71条第2項第9号中「総合支庁水産振興課」を「水産技術振興センター」に改める。

別表第2リの項の表中

歯科衛生士	短大3卒	0	1	5	3	4
			1	6	9	13
	短大2卒	0	2.5	5	3	4
			2.5	8	11	15
高校専攻科卒			4	5	3	4
		0	4	9	12	16

を

歯科衛生士	大学卒	0	5	3	4
	短大3卒	1	5	3	4
	短大2卒	2.5	5	3	4
	高校専攻科卒	4	5	3	4
		0	9	12	16

に改める。

別表第6リの項の表中

歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給

を

歯科衛生士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給

に改める。

別表第10中	重要プロジェクト等推進 監 いきいき山形未来企画監	を
--------	---------------------------------	---

重要プロジェクト・地域 未来戦略監	に、
----------------------	----

主幹	4種 (人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	を
----	--------------------------------	---

主幹	4種	に、
----	----	----

	水産振興課長 建設総務課長	
	課長（支給区分3種及び5種のもの並びに人事委員会の定める職を除く。） 主 幹 室長（人事委員会の定める職を除く。）	4 種

を

	建設総務課長	
	課長（支給区分3種及び5種のもの並びに人事委員会の定める職を除く。） 主 幹 室長（人事委員会の定める職を除く。）	4 種 （課長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）

に、

消防学校	校 長	4 種
------	-----	-----

を

山形空港事務所	所 長	2 種
	副 所 長 主 幹	4 種
庄内空港事務所	所 長	2 種
	副 所 長 主 幹	4 種
消防学校	校 長	4 種
	主 幹	

に、

環境科学研究センター	所 長	2 種
	副 所 長	4 種 （副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）

を

環境科学研究センター	所 長	2 種
	副 所 長	3 種

に、

	副所長（支給区分2種のものを除く。） 総務療育部長	4種	を
	総務療育部長	4種	に、
	副所長 場長 部長（人事委員会の定める職を除く。） 室長	4種 （副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）	を
	副所長 場長 部長（人事委員会の定める職を除く。） 主幹	4種 （副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）	に、
山形職業能力開発 発専門校	校長	3種	を
	主幹（支給区分6種のものを除く。）	4種	
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6種	
山形職業能力開発 発専門校	校長	3種	に、
	副館長	4種 （人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）	を

	副館長	3種	に、
--	-----	----	----

水産研究所	所長	3種	を
内水面水産研究所	所長	4種	

水産技術振興センター	所長	2種	に、
	副所長	4種	
	部長	(副所長及び部長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	
	主幹		

	図書館長 センター長		を
--	---------------	--	---

	図書館長		に、
--	------	--	----

山形空港事務所	所長	2種	を
	副所長	4種	
庄内空港事務所	所長	2種	
	副所長	4種	
港湾事務所	所長	2種	

港湾事務所	所長	2種	に、
-------	----	----	----

	科学捜査研究所長		を
--	----------	--	---

	科学捜査研究所長 総合戦略特別捜査隊長		に改める。
--	------------------------	--	-------

別表第15中

同 大蔵中学校 飯豊町立手ノ子小学校			を
-----------------------	--	--	---

同 大蔵中学校			に改める。
---------	--	--	-------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）第3条の2第1項及び第3項の規定は、現に同条第1項第3号に規定する特例事務従事職員であつて、この規則の施行の日前に同号又は同条第3項

第2号に該当する職員となった者にも適用する。

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則**

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項第2号ト中「総合支庁の水産振興課」を「水産技術振興センター」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則**

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項職の欄中「重要プロジェクト等推進監、いきいき山形未来企画監」を「重要プロジェクト・地域未来戦略監」に改め、「参事（部付参事を除く。）」及び「又は秘書」を削り、「秘書専門員、秘書主査」を「室長補佐（西村山新病院整備推進室に置くものに限る。）、秘書専門員、管理運営専門員、秘書主査」に改め、同表知事部局出先機関の項中

消防学校	校長
------	----

消防学校	校長
山形空港事務所	所長 副所長
庄内空港事務所	所長 副所長

に改め、「副館長（総務を担当するものに限る。）」を

削り、

水産研究所	所長、最上丸船長
内水面水産研究所	所長

を

水産技術振興センター	所長、副所長、部長、主幹、船長
------------	-----------------

に、

山形空港事務所	所長、副所長
庄内空港事務所	所長、副所長
港湾事務所	所長、副所長、主幹

を

港湾事務所	所長、副所長、主幹
-------	-----------

に改め、同表人事委員会事務局の項職の欄中「任用・公平専門員」を「企画主査」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第7号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

#### 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「職員担当」を「職員係」に、「出納担当」を「資金管理運用担当」に、

「

電力経営企画担当、発電施設管理・開発担当
----------------------

」を「

経営企画担当、発電施設担当
---------------

」に、「水道広域化推進担当、水道施設管理担当」

を「広域化・経営企画係、水道施設担当」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規程

#### 山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表中「

専門員
-----

 担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。」を

「

専門員	担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。
シニア専門員	知識経験に基づき、担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。

」に改める。

第10条第1項の表山形県立中央病院の項中「

診療各科
------

」を「

診療各科（呼吸器内科、消化器内科、呼吸器外科及び消化器外科を除く。）
------------------------------------

」に、

「

循環器病センター		
----------	--	--

」を

「

呼吸器病センター	呼吸器内科及び呼吸器外科	
消化器病センター	消化器内科及び消化器外科	
循環器病センター		

」に改め、同表山形県立新庄

病院の項中「

医療安全部	感染管理室	
-------	-------	--

」を

「

医療安全部		
感染対策部	感染対策室	

」に改める。

第17条第1項の表センター長の項中「循環器病センター」を「呼吸器病センター、消化器病センター、循環器病センター」に改め、同表副センター長の項中「循環器病センター」を「呼吸器病センター、消化器病センター、循環器病センター」に改め、同表課長補佐の項中「並びに河北病院の総務課」を削り、同条第4項の表中

歯科衛生士	上司の命を受けて歯科衛生業務に従事する。
-------	----------------------

を

歯科衛生士	上司の命を受けて歯科衛生業務に従事する。
主任歯科技工士	上司の命を受けて歯科技工業務を処理する。

に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
（山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正）
- 2 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。  
別表第2ハの表3級の項中「若しくは主任言語聴覚士」を「、主任言語聴覚士若しくは主任歯科技工士」に改める。  
（山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部改正）
- 3 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。  
第6条第3項中「その」を「、シニア専門員が担当する事務についてはシニア専門員がその」に改める。

令和8年4月1日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年4月1日発行 発行人 山形県